

入居料金

(1か月30日で計算、単位:円 H29.4)

介護度	所得段階	基本料 個室ユニット型	加算 (1)	食事費	居住費	高額介護費 ※1	合計
要介護1	1	18,750	4,578	9,000	24,600	-8,328	48,600
	2			11,700			51,300
	3			19,500	39,300	0	82,128
	4			41,400	59,100		123,828
要介護2	1	20,730	4,743	9,000	24,600	-10,473	48,600
	2			11,700			51,300
	3			19,500	39,300	-873	83,400
	4			41,400	59,100	0	125,973
要介護3	1	22,860	4,919	9,000	24,600	-12,779	48,600
	2			11,700			51,300
	3			19,500	39,300	-3,179	83,400
	4			41,400	59,100	0	128,279
要介護4	1	24,840	5,084	9,000	24,600	-14,924	48,600
	2			11,700			51,300
	3			19,500	39,300	-5,324	83,400
	4			41,400	59,100	0	130,424
要介護5	1	26,820	5,248	9,000	24,600	-17,068	48,600
	2			11,700			51,300
	3			19,500	39,300	-7,468	83,400
	4			41,400	59,100	0	132,568



※収入により入居料金が区分されますのでご確認ください。

所得階層	対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税	預貯金等 (単身100万円以下 世帯200万円以下) 配偶者が非課税
第2段階	・世帯全員市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	
第3段階	・世帯全員市民税非課税で上記第2段階以外	
第4段階	・上記、第1段階から第3段階に該当しない	

(1) 上記加算の内訳

加算項目	利用者負担額	備考
日常生活継続支援加算	46円/日	
看護体制加算Ⅰ	6円/日	常勤の看護師を配置
看護体制加算Ⅱ	13円/日	基準より1名以上多く配置
夜勤職員配置加算	27円/日	基準より1名以上多く配置
口腔衛生管理体制加算	30円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ		上記の基本料と加算の合計額には、8.3%加算されています。

※その他上記以外に利用者の状態により個別に必要となる費用

加算項目	利用者負担額	備考	加算項目	利用者負担額	備考
個別機能訓練加算	12円/日	機能訓練実施	経口移行加算	28円/日	180日間限度
若年性認知症受入加算	120円/日		経口維持加算Ⅰ	400円/月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	入所から7日限度	経口維持加算Ⅱ	100円/月	
外泊時加算	246円/日	1か月6日を限度	療養食加算	18円/日	特別の食事提供
初期加算	30円/日	入所から30日間	看取り介護加算	144円/日	死亡前4~30日間
退所時等相談援助加算	460~500円/回		看取り介護加算	680円/日	死亡前日及び前々日
在宅復帰支援機能加算	10円/日		看取り介護加算	1,280円/日	死亡日当日
栄養マネジメント加算	14円/日		口腔衛生管理加算	110円/月	歯科衛生士が月4回口腔ケア実施
認知症専門ケア加算	3円/日	認知自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	介護職員処遇改善加算Ⅰ		個別加算にも別途8.3%加算されます

※1 高額介護費は後日還付されます

※その他、低所得者に対する社会福祉法人減免制度、原爆被爆者、生活保護受給者などに対する各種減免措置が適用できる場合があります。お気軽にご相談ください。 ※医療費は、別途必要になります。

※一定所得以上の利用者については、H27.8月より介護費用が1割から2割負担となる場合があります。